

## 新庄村地域活性化起業人 募集要項

### 1 募集概要

新庄村（以下「本村」という。）では、総務省が制定する「地域活性化起業人制度（企業人材派遣制度）」を活用し、自治体業務に関するDX（デジタル・トランスフォーメーション）に取り組むことにより、地域住民への行政サービスの向上及び職員の働き方改革を更に推進するため、この取組に御協力いただける企業（以下「協力企業」という。）を募集します。

協力企業は本村へ社員を派遣し、派遣される社員（以下「派遣社員」という。）は、そのノウハウや知見をいかし、次の業務に従事していただきます。

### 2 業務内容

ICTや新技術を活用した地域住民への行政サービスの向上及び職員の働き方改革に係る次に掲げる業務

- (1) 地方創生の推進に関する取組みへの助言等
- (2) 行政事務の効率化及び共同化に向けた取組みへの助言等

### 3 勤務条件等

- (1) 派遣社員は、協力企業の社員の身分を有したまま、本村へ派遣されます。
- (2) 派遣社員の勤務時間、休憩時間及び休日等は、本村の条例、規則その他の規定に従います。
  - ・勤務時間 原則8時30分から17時15分まで（休憩1時間を含む。）
  - ・休 日 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び  
12月29日から翌年1月3日までの日
- (3) 派遣期間は、新庄村と協力企業が合意した派遣日から令和7年3月31日までとします。ただし、新庄村と協力企業の合意により、3年間を限度として延長することができます。
- (4) 派遣期間中は、派遣社員は本村に居住するものとします。
- (5) 派遣社員の勤務場所は、総務企画課とし、2の業務に従事するものとします。
- (6) 派遣社員の勤務に必要な什器備品については、本村が準備します。
- (7) その他、勤務条件等は、別紙「新庄村企業派遣型地域活性化起業人制度に係る業務協定書（案）」のとおりです。なお、本協定書の内容は現時点での案であり、協力企業の決定後に改めて協議し決定します。

### 4 派遣要件

次に掲げる要件のすべてを満たすこと。

- (1) 協力企業に関する要件

三大都市圏内（国土利用計画に基づく埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部をいう。以下同じ。）に所在する企業等であること。

- (2) 派遣社員に関する要件

ア 三大都市圏に所在する企業等に勤務する者（三大都市圏に本社機能を有する企業等にあっては、三大都市圏外の支店等に勤務する者を含む。）であること。ただし、当該企業等に入社後2年未満の者は除くものとし、企業等からの派遣の際、現に本村の区域内に勤務する者を除く。  
イ 地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当しない者であること。

## 5 費用負担

派遣社員の給与、賞与及び諸手当は、協力企業の定める支給基準に従い、協力企業が派遣社員に直接支給します。また、派遣社員の派遣、従事に要する費用として、本村が協力企業に対し、年額（年度）560万円を限度に負担します。ただし、令和6年度分については、年度途中からの派遣となるため、月割りにより計算した額（千円未満切り捨て。）となります。

## 6 募集人数

1人

## 7 募集期間

募集開始から募集人数に達するまで

## 8 応募方法

応募の際には、次に掲げる書類を電子メールにて提出してください。提出書類に基づき派遣希望企業の御担当者様、派遣希望社員様と面談を行う予定です。

- (1) 新庄村地域活性化起業人申出書（様式1号）
- (2) 会社概要（任意様式）
- (3) 派遣社員の職務経歴書（任意様式）

## 9 応募後の流れ

提出書類の内容及び面談により協力企業を決定します。決定後、協力企業の御担当者様と派遣要件、費用負担等について詳細な協議を行い、協議内容に基づく協定書（案）を作成します。本村と協力企業で双方合意の上協定を締結し、派遣業務を開始します。

## 10 申込先

電子メール : soumukikaku@vill.shinjo.lg.jp  
新庄村役場総務企画課 地方創生推進係 宛て

## 11 留意事項

- (1) 地域活性化起業人の要件等の詳細は、総務省の「地域活性化起業人制度（企業人材派遣制度）推進要綱」に定めるところによります。
- (2) 募集に対する応募に関する一切の費用は、協力企業の負担とします。
- (3) 提出された申出書等の書類は返却いたしません。
- (4) 申出書等の審査内容及び審査経過は原則として公表しません。
- (5) 審査結果について、一切の異議申し立ては出来ないものとします。
- (6) 募集スケジュールに変更ある場合は、その都度協力企業に通知します。

## 12 問合せ先

新庄村役場総務企画課 地方創生推進係  
TEL : 0867-56-2627  
E-mail : soumukikaku@vill.shinjo.lg.jp